

事業者の皆様へ

# 新潟県新型コロナお知らせシステム 登録のお願い



新潟県

どんなサービスですか？



店舗等に掲示いただいたQRコードを利用者が読み取ることで、  
万が一感染者が発生した場合に  
県から注意喚起のLINEメッセージが利用者に届くサービスです。



どうやって始めるのですか？

## 1 登録

Web上の申請フォームから登録

新潟県 お知らせシステム



## 2 印刷

発行されたQRコードの印刷



## 3 掲示

三角POP、チラシ等で店内へ掲示



Q. 感染者が発生した場合、施設名や利用日は利用者に伝えられるのですか？

A. 利用者に通知されるメッセージには、施設名や利用日は原則として記載されません。

詳しくは県ホームページ「新潟県新型コロナウイルスお知らせシステム」よくある質問（事業者等の皆様向け）をご確認ください。

Q. 感染者が発生した場合、必ず注意喚起メッセージが通知されますか？

A. 濃厚接触者が追えない場合などに、県が必要性を総合的に判断して通知を行うため、必ずしもメッセージが通知されるものではありません。

Q. QRコードの読み取りは来店時に毎回行う必要がありますか？

A. 感染者と同じ時間帯に同じ施設に訪れたかどうかの判断のため来店する度に読み取っていただく必要があります。



県では、感染防止対策の「見える化」のため、ピクトグラム等の活用についても推進しています。QRコードと併せた掲示にご協力ください。

新潟県 見える化

